

賢い

引退計画・資金運用を

呉 尚祐

第十二回

新たに通過した引退プラン法案 セキユアー・アクトに変わる IRAと401(k)規定

新しい引退プラン法 セキユアー・アクト

IRA最小引き出し規定(RMD)は70・5歳から72歳で調整

2019年12月19日、アメリカの上院は、アメリカ人の引退プランを向けたいセキユアー・アクトの法案である Secure Act を通過させました。これは2006年の Pension Protection Act に続いて大々的にアメリカ人の引退プランに変化が生じたわけです。この法案は2020年1月から適用になります。これまでと変わったことを比べてみました。



プロフィール
呉 尚祐(オサンウ)

Financial Services Professional エージェント、VA州アナンドールにオフィスを構え、生命保険、Index Annuity、IRA、教育資金、401(k) Roll Over、相続プランなどを扱う。1996年から2008年、東京丸の内日本の大手電機メーカーでの勤務経験あり。電話 410・979・2634。Eメール oshwiner@gmail.com

なりません。2019年にすでに70・5歳を超えた方は既存の規定である70・5歳の規則に従って2019年12月31日前に、引き出したと思いますが、2020年1月からは新たな規定が適用されるので、72歳からRMDの引き出しをすることができま

70・5歳以後でも 払い込みが可能に

これまで Roth Plan のみ可能だった70・5歳以後の払い込み(Contribution)が Traditional Plan でも可能

Traditional 引退プランの場合、無条件に規定された最小金額を引き出ししなければならぬ年が既存の70・5歳から72歳に引き調整されました。

繰延税金のベネフィットを受ける Traditional 引退プランの場合、RMD規定が指定する年齢になると一定水準の金額を無条件で引き出さなければなりません(RMD引退プランはRMD規定がありません)。

例えば、今までは70・5歳になる年になると定められた引き出す値である27・4に分け、その金額以上を無条件に下ろさなければなりません。例えば、引退プランに100万ドルがあるなら、27・4で割った金額は3万6496ドルになります。

もし、引き出しをしなれば引き出ししなければならぬ最小金額の50%がペナルティで策定になります(上の例の場合、3万6496ドルの50%の1万8248ドルがペナルティになります)したが、Traditional 引退プランの所有者の場合、RMD規定は必ず認識していなければ



401(k)プランの 年金プラン(Spouse Plan)

です。もちろん仕事をして稼いだ所得(Earned Income)があるという前提です。引退年齢である65歳以後でも仕事をして所得を稼ぐのは、引退年金を増やす、非常に良い方法であるだけに、多くのベビーマム世代が出来る限り仕事をしようと考えられています。

相続したIRAは10年以内に引き出さなければならない

多分、今回変わったことの中で一番核心的な部分の

一つではないかと思えます。今までIRAは繰延税金されながらずっと投資され福利率益が得られるというとてもないベネフィットのおかげで相続資産(Assets)としての価値がとて高かったです。たとえば祖父が本人のIRAを子どもや特

配偶者が 障害者である場合

この規定は2020年1月から適用されるため、以降に相続した人だけに適用され、2019年12月以前に相続を受けた人には適用されません。この規定はIRAをこれまで配偶者ではなく、他の家族に相続し、非常に有用な相続プランの一つだったベネフィットに重大な影響を与える部分です。

引退時期が多く残っている職員の場合401(k)に株式などの資産市場に攻撃的に投資をして、投資金が早く増えることを望んでいきます。しかし、引退時期が近づいたり、引退をしたらいつ下落するか分からない株式市場や債券市場に投資をするよりは安全な投資を好みます。

これまで雇用主らは保険プランの一つであるオニオンティアプラン(Annuity Plan)を自社の401(k)プランにオプションで入れる

これは、今回変わったことの中で一番核心的な部分の

多分、今回変わったことの中で一番核心的な部分の

場合は、保険者(Insured)に万が一、何か起こる場合は不利な可能性で躊躇したことも事実です。しかし、今回の改定案は積極的に401(k)プランに追加でオニオンティアオプション(Annuity Option)を入れることができるよう雇用主に保護する案を作りました。

配偶者が 障害者である場合

この規定は2020年1月から適用されるため、以降に相続した人だけに適用され、2019年12月以前に相続を受けた人には適用されません。この規定はIRAをこれまで配偶者ではなく、他の家族に相続し、非常に有用な相続プランの一つだったベネフィットに重大な影響を与える部分です。

引退時期が多く残っている職員の場合401(k)に株式などの資産市場に攻撃的に投資をして、投資金が早く増えることを望んでいきます。しかし、引退時期が近づいたり、引退をしたらいつ下落するか分からない株式市場や債券市場に投資をするよりは安全な投資を好みます。

これまで雇用主らは保険プランの一つであるオニオンティアプラン(Annuity Plan)を自社の401(k)プランにオプションで入れる

これは、今回変わったことの中で一番核心的な部分の

多分、今回変わったことの中で一番核心的な部分の

そごが知りたい 移民法・雇用法

116

大蔵昌枝弁護士
テイラー・イングリッシュ・デュマLLP法律事務所

子どものビザ

子ども同伴の駐在員が帰国命令を受けた時、まずは子どもの退学時期、日本の帰国子女受入校の有無、受入時期、受入条件など子どもの進学事情を調べなければなりません。では、親が帰任した後、子どもの滞在資格はどうなるのでしょうか？

【同伴家族ビザは21歳まで】
一般に、子どもは同伴家族のビザを取得して滞在しています。親が帰任した時点で、家族は同伴家族としての滞在資格を失います。駐在員帰国後も家族がアメリカに残るためには、家族は駐在員帰国前に別のビザに滞在資格を変更する必要があります。また、子どもは21歳に達した時点で同伴家族としてのビザは認められなくなるので、アメリカで引き続き学校に通うためには21歳に達する前に学生ビザに切り替える必要があります。

【大学生のビザ】
大学に進学する子であれば、F1学生ビザに変更申請することが出来ます。F1への変更申請は、アメリカ国内で移民局に滞在資格(I-94)をF1に変更申請を行うか、あるいは日本の

【高校生のビザ】
子どもは親の同伴家族ビザを持っていて、公立の学校の授業料は免除されませんが、親が帰任したあとは同伴家族の滞在資格を失うので、無料で学校に通うことはできません。高校生の場合、親の帰任後引き続き公立高校に通うためには、F1ビザを申請することが出来ますが、公立高校に入学するには、F1ビザは1年間しか認められません。私立校であればF1ビザの期間に制限はありません。また、F1ビザで公立高校に通う場合は、一人頭にかかる授業料の支払いを義務付けられます。

大蔵昌枝弁護士
プロフィール
ジョージア州アトランタにある Taylor English Duma LLP 法律事務所勤務。東京外国語大学中国語学科卒業後、日本にて証券会社や製造会社の国際事業部の勤務を経て、97年に米国公認会計士試験に合格。2002年サウス・カロライナ州サウス・カロライナ大学ロースクールおよびビジネススクールを卒業。経営学修士号(MBA)、法学博士号(JD)を取得。現在は弁護士として移民法やその他の相談などを行っており、日本語、英語、中国語で対応できる。

じて通常90日くらいしかもらえませんが、一回に90日以上の滞在期間をもらうのは可能です。B観光ビザはESTAとは異なり、アメリカ国内で滞在期間を延長することが出来ますが、B2観光ビザで長期滞在すると、次の入国時に短期滞在目的ではないと判断され、入国を拒否される可能性がありますのでご注意ください。

【小・中学生のビザ】
小中学生の場合はF1学生ビザで公立校に通うことは出来ませんが、私立校に通うことが出来ます。この場合、全寮制の学校にいれば、地元も家族のホームステイをさせてもらうか、など、子どもの世話係が誰がするのか学校と相談しながら決める必要があります。

【永住権】
父親が駐在中に家族と一緒に永住権を取得した場合、のちに父親が他国に転勤になっても、子どもと母親はそのまま米国に残ることが出来ます。仮に父親が米国を長期不在にして永住権が失効した場合でも、母親と子どもは、永住権保持者としてそのまま国内で生活を営むことが出来ます。永住権を取得していれば、州立大学であれば州内住民用の安価な学費が適用され、各州奨学金やローンの申請もできるようになります。また、在学中のバイトや就職活動も自由になります。詳細には <https://sites.google.com/site/minihoh/home> を参考にしてください。

【母親の同伴ビザ】
子どもが学生ビザに切り替えた場合、母親には家族用のビザはありませんが、母親はB2観光ビザ滞在資格に変更したり、またいつたん国外に出てビザ・ウェイパー(ESTA)で米国に入国することも可能です。しかし、ESTAでの滞在は一回に最長90日まで、一年間に合計で180日以上滞在することができません。ビザ・スタンプが10年間で有効なB2観光ビザを取得することも出来ますが、一回の滞在期間は入国事情に

【問題点】
日本の帰国子女枠での編入・受験の条件を満たすために、親の帰任後も学期終了まで数ヶ月間だけ米国に

滞在したい場合、また、父親の帰任後もアメリカの大学に進学を希望する場合があります。帰任時期を学年末に合わせることで、できれば、父親はその間アメリカに籍を置いたまま日本に出張することもでき、家族のアメリカでの滞在資格もそのまま維持することが出来ます。しかしながら、現実問題として、帰任時期が子どもの学期終了時期と一致しないことが多いために、帰国後の子どもの進学に影響がでることがあります。

子ども同伴の派遣社員に対しては、例えば、人事異動を計画する時に、現地校の学期終了時期などに合わせて帰任時期を決定するなど、子どもの学校事情に配慮したよりフレキシブルな人事方針を採用することができれば、子どもが学業が中途半端で退学することを避け、編入条件を満たし、編入時期に合わせて帰国することが出来るでしょう。

子どもの学校計画がしっかりと行われていれば、語学力や国際センスを持ち合わせた将来日本の経済担つてくれる貴重な人材の育成につながると思えます。

留學ビザに関しては、研究者・留學生のためのアメリカビザ取得完全マニュアル(日本語)、羊土社出版、大蔵昌枝(著)を参考にしてください。

本ニュース記事に関する注意事項(DISCLAIMER)
本記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものでなく、記載された情報に基いて生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめ承知お

本記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものでなく、記載された情報に基いて生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめ承知お

本記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものでなく、記載された情報に基いて生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめ承知お